

第3回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和3年3月10日(水) 15:00～16:00 県庁3号館第1委員会室

2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)
三輪 康一(神戸大学名誉教授)
三原 修二(兵庫県経営者協会会長)
福永 明(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)
藤本 和弘(兵庫県農業会議会長)
中後 和子(学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)
(オブザーバー)
金澤 和夫(兵庫県副知事)
庵途 典章(県町村会会長(佐用町長))
※谷口 芳紀(県市長会会長(相生市長))は代理出席

3 審議の内容

(1) 行政手続に関する押印・書面規制等の見直し

(委員)

書面規制の見直しで、紙ベースでの職員の出勤簿を廃止とあるが、今後、出勤状況の確認はどのようにするのか。

(所管部局)

職員のパソコンの起動時間が記録されるようになっており、当然のことながら管理職が毎日出勤状況を確認している。また、残業の場合は別途届出が必要となっており、紙の出勤簿を廃止しても十分対応できると考えている。

(委員)

免税軽油使用者証交付申請手続について、もう少し簡便に出来ないか検討してほしい。使用実績等添付書類の準備が大変であるという意見を聞いている。

(所管部局)

ご意見をふまえ、手続の簡素化を検討していきたい。

《審議を踏まえた対応方針》

報告資料のとおり承認。

(2) 令和2年度報告書(案)について

(委員)

※意見なし。

《審議を踏まえた対応方針》

報告資料のとおり承認。

(3) 令和3年度の議題とする横断的テーマについて

(委員)

「②行政手続における書面規制・対面規制の見直し」については、資料1で今年度の見直し内容を説明いただいたが、さらに見直すべきことはないかを議論していくということか。

(事務局)

今年度、押印については、悉皆で見直しを行い、その結果22手続が引き続き検討となっている。また、書面規制・対面規制については、早急に対応するものとして、中間報告的に見直し状況を資料1で説明したが、残りの部分についての点検を引き続き行う。

(オブザーバー)

「①身元保証人の必要性」について、民間での不動産の賃貸借契約の場合、保証人は非常に厳格に求められる。しかし、公営住宅の賃貸借契約においては、保証人が不要という取扱いになってきている。このため実際に事務を行う職員は、家賃滞納がある場合や入居者が突然転居すると、その後の家賃徴収や契約解除などの対応で苦勞している。保証人の必要性を議論する上では、現場の意見もしっかりと確認してほしい。

(事務局)

身元保証人にも様々な種類がある。重要な義務が生じるものもあれば、そうでないものもある。そうでないものは、そもそも保証人が必要なのかという議論がある。保証人に一定の義務が生じる可能性があるもの、そうでないものについて整理した上で、不必要なものは廃止し、残すべきものは残すというような見直しをしていきたい。

(委員)

身元保証人の必要性は、学校の入学手続のみを議論するのか。

(事務局)

学校の入学手続以外にも、身元保証人を求めているものはないかを確認する。事例を探して、身元保証人を求める必要があるもの、簡素化できるものについて整理していきたい。

(オブザーバー)

最も保証人が必要なものは、債権債務関係に直結するものではないか。お金を借りるときに無担保無保証というのは珍しく、何らかの保証が必要というケースが多い。また、住宅の賃貸借契約においても、お金が関係し、債務を負うことになるので保証人が必要という整理になるかもしれない。しかし、これは不必要だろうというものが出てくるかもしれない。

(委員)

未成年の場合、その親御さんに、もしものことがあった時に、誰に連絡するのかといった問題が生まれる。身元保証人の制度でなくてもいいかもしれないが、そういった点も留意すべきである。

(事務局)

身元保証人という形にすべきものなのか、それとも第2連絡先、第3連絡先として連絡先を登録してもらうだけで十分なものなのかなど、整理していきたい。

(委員)

中山間地域では非常に空き家が多くなっており、このまま放っておくとさらに増加する。これを代執行などで除去する方法を考えないといけない。農地においても耕作放棄地が増加しており、山裾の地域は山に返すなどの対策が必要である。法律の改正が必要かもしれないが、代執行してここは山だと地目変更ができるような制度ができないか検討いただきたい。

(事務局)

実態に合わせてどういった制度とするか、国に要望していくべき部分もあるかと思う。具体

的にここの部分がボトルネックになっているというような整理ができれば当会議でご審議いただきたい。

(オブザーバー)

この問題は、規制という面だけで議論しても出口がない。社会全体の政策がどうあるべきかをまず議論しなければ、規制の問題までたどり着かない。規制という手法の問題だけではなく、そもそも空き家の発生や耕作放棄地の増加について、社会問題としてどのようにとらえ、政策としてどのような手を打つべきなのか、これをまず議論しなければならない。当会議の議論だけで上手く進むものではない。事務局で議論の仕方も含め整理してほしい。

(委員)

制度が悪いとか、皆がやりたいが規制があって出来ないということであれば、当会議で議論していくことになるが、その前の政策がどうあるべきかといった根本は当会議では議論出来ない。代執行してもその後どうするのかという根本問題については当会議で議論出来ないので、そのあたりを含め検討いただきたい。

《審議を踏まえた対応方針》

意見を踏まえ事務局で整理のうえ、来年度の第1回会議で提出する。

(4) その他（令和3年度規制改革に関する提案募集について）

(委員)

「事業活動の妨げになっている規制の見直し」だけでなく、「県民サービスの向上に繋がる行政手続きの簡素化」について、もっと意見がでるようなPRをしてほしい。県民の方から意見がもっとでてくればと思う。

(事務局)

様々なご意見をいただけるよう、当会議のPRは重要と考えており、今回新たにチラシを作成した。また、県公式SNSでも情報発信していく予定である。企業・団体だけでなく県民の方にもしっかりと情報が届くよう引き続き工夫していきたい。